

相楽東部広域連合議会定例会条例

平成 21 年 1 月 30 日
条 例 第 4 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 102 条第 2 項の規定による相楽東部広域連合議会の定例会の回数は、年 3 回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年条例第 2 号）

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。